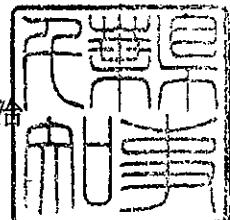


環 第 3 4 0 号  
平成 28 年 8 月 5 日

成田国際空港株式会社  
代表取締役社長 夏目 誠 様

千葉県知事 鈴木 栄治



成田空港の更なる機能強化に係る計画段階環境配慮書に対する  
意見（通知）

平成 28 年 6 月 9 日付けで送付のあった標記配慮書に対する意見について、「飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年 6 月 12 日運輸省令第 36 号）第 14 条第 2 項の規定により、別添のとおり通知します。

## 成田空港の更なる機能強化に係る計画段階環境配慮書 に対する意見

事業実施想定区域及びその周辺は、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定がなされ、現状において環境基準未達成の地点が多数存在している。また、「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」等により、建築物の防音対策などが行われている。

当該地域は、下総台地とそれを侵食して形成された谷底平野（谷津）から構成され、周辺河川の水源地及び地下水涵養域となっており、これまでに猛禽類をはじめ希少な動植物の生息が確認されるなど、良好な自然環境が残されている。

さらに、三里塚さくらの丘や芝山湧水の里など、人と自然との触れ合いの活動の場が多数あり、学校や病院等の施設や集落等も存在している。

こうした中、空港の運営に当たっては、地域との共生や環境への配慮が強く求められ、事業者においても、地域の環境保全に取り組んできた経緯がある。

本計画は、既存の2本の滑走路のうち、B滑走路を2,500メートルから3,500メートルに延長するとともに、既存滑走路に平行なC滑走路を新たに設置し、年間発着枠を30万回から50万回に拡大するものである。

当該配慮書においては、B滑走路東側の下総台地を改変し2,700メートルのC滑走路を新設する案と、B滑走路南東側の谷津を改変し3,500メートルのC滑走路を新設する案の2案が示されている。

本事業については、これらの地域特性及び事業特性を踏まえ、地域環境に最大限配慮した適切な事業計画を作成し、当該事業による環境への負荷のより一層の回避及び低減を図るため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある。

### 記

#### 1 総括的事項

- (1) 環境影響評価の実施に当たっては、今後作成する事業計画を基に、各活動要素及び環境要素に係る影響について改めて検討した上で環境影響評価項目を適切に選定し、最新の知見を基に、調査、予測及び評価を定量的に行うこと。
- (2) 事業計画の検討に当たっては、当該地域におけるこれまでの様々な環境への取組が後退することのないよう十分配慮すること。

- (3) 本事業は、滑走路の延長及び新設を行うものであり、これに伴い、既存の滑走路等の運用方法の変更、新たな空港施設の整備等が想定されることから、これらによる影響も含めて予測、評価を行うこと。
- (4) 本事業に伴い、旅客量や貨物取扱量が増加し、周辺道路の交通量の増加及び交通流の変化が想定されることから、これらによる影響も含めて予測、評価を行うこと。
- (5) 滑走路の延長と新設で、供用開始時期が異なる場合は、環境影響を受ける範囲が変わることが想定されることから、滑走路を含めた施設の使用状況に応じた予測、評価を行うこと。

## 2 各論

### (1) 騒音

- ① 騒音については、2案が定性的な予測により比較されていることから、改めて定量的に予測し比較を行った上で事業計画を作成し、その検討経過を含めて結果を方法書に記載すること。
- ② 騒音の環境基準を超過している地点が多数存在しており、航空機の運行本数の増加により、さらに、騒音の影響の拡大が懸念されることから、事業計画の検討に当たっては、騒音の影響が最大となる状況を想定し、環境負荷が可能な限り低減されるよう配慮すること。

### (2) 水質

- ① 供用時の汚濁負荷量の増加が想定されることから、事業計画の検討に当たっては、排水処理対策に十分配慮すること。
- ② 事業実施想定区域は周辺河川の上流域にあり、工事に伴い、下流域への濁水の影響が想定されることから、事業計画の検討に当たっては、濁水防止対策に十分配慮すること。

### (3) 水文環境

本事業は大規模な土地の改変を伴うことから、事業計画の検討に当たっては、河川の水量等に影響が出ないよう十分配慮すること。

### (4) 動植物及び生態系

- ① 事業実施想定区域及び周辺では、オオタカ等の猛禽類をはじめ重要な動植物の生息が予測されることから、事業計画の検討に当たっては、

専門家等からの助言を踏まえ、これら重要な動植物の生息地、生育地に十分配慮すること。

- ② 本事業の実施に当たり、河川の改変や付け替えが伴うとされており、周辺の生態系への影響が想定されることから、生態系を環境影響評価項目として選定すること。

(5) 景観

事業実施想定区域及び周辺は、良好な景観を有する地域であることから、事業計画の検討に当たっては、周辺地域の景観と調和を図るよう十分配慮すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域及び周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場が多く存在することから、事業計画の検討に当たっては、これらの機能を低下させないよう十分配慮すること。

(7) 廃棄物等

工事及び供用に伴い発生する廃棄物について、具体的な有効活用を検討し、発生量の抑制に十分配慮すること。

(8) その他

事業実施想定区域及び周辺には、多くの天然記念物、史跡及び埋蔵文化財包蔵地が存在することから、事業計画の検討に当たっては、これらの保全等に十分配慮すること。